議案　　号

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議について

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う当該「田辺市」の議会の議員の定数を、地方自治法第 91 条第７項の規定により、別紙のとおり日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町と協議の上定めることについて、同条第 10 項の規定により議会の議決を求める。

平成１６年６月　　日提出

田辺市長　　脇　中　　孝

田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町の
廃置分合に伴う議会の議員の定数に関する協議書

平成１７年５月１日から田辺市、日高郡龍神村、西牟婁郡中辺路町、同郡大塔村及び東牟婁郡本宮町を廃し、その区域をもって新たに「田辺市」を設置することに伴う当該「田辺市」の議会の議員の定数について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９１条第７項の規定により、次のとおり定めるものとする。

記

田辺市議会議員の定数は、３０人とする。

平成１６年６月　　日

田辺市長　　脇　中　　孝　　龍神村長　　古久保　治　一

中辺路町長　真　砂　充　敏　　大塔村長　　松　本　善　美

本宮町長　　泉　　正　徳